

↓ 当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<https://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

検体検査実施料 算定留意事項改正のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年8月31日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0831第4号」にて、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）が改正され、令和2年9月1日より適用されることになりました。

取り急ぎご案内いたしますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

「検査実施料」の留意事項の改正

● 算定留意事項が追加された項目

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	注
N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製					
6	ALK融合タンパク	免疫組織染色法	2,700	病理 150	*

[注] 下線部が追加変更されました。

*：「6」のALK融合タンパクは、以下に掲げる場合において算定できる。

- ア 非小細胞肺癌患者に対して、ALK阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、ブリッジ試薬を用いた免疫組織染色法により病理標本作製を行った場合（当該薬剤の投与方針の決定までの間の1回に限る。）
- イ 悪性リンパ腫患者に対して、悪性リンパ腫の診断補助を目的として免疫組織染色法により病理標本作製を行った場合（悪性リンパ腫の病型分類までの間の1回に限る。）

